

広島県告示第四百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県尾道市東土堂町及び同市西土堂町地内		土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
西土堂町（二八六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西土堂町（二八六六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光明寺上（二八九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	光明寺上（二八九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光明寺上（二八九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	光明寺上（二八九三）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝土寺下（二九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宝土寺下（二九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
宝土寺下（二九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	宝土寺下（二九一四）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	西土堂町（二九四九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	千光寺下（六五九〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

千光寺下（ 六五九〇― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	千光寺下（ 六五九〇― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
西土堂町（ 二九四九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	西土堂町（ 二九四九）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。